

商工建設常任委員会会議録

平成26年4月25日

場 所 第5委員会室

平成26年 4 月 25 日 (金曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成25年度の立地企業の状況について
 - ・観光振興条例（仮称）の制定について
 - ・宮崎県総合運動公園におけるネーミングライツ制度の導入について
 - ・平和の塔にある上段部通路の開放（試行）について
 - ・東九州自動車道（「椎田南IC～豊前IC」間の開通見通しについて

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	梅 原 裕 二
企業立地推進局長	川 野 美奈子
観光物産・東アジア戦略局長	金 子 洋 士
部参事兼商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	川 畑 充 代
産業振興課長	佐 野 詔 藏
産業集積推進室長	富 山 幸 子
労働政策課長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	福 嶋 清 美
企業立地課長	津 曲 睦 己
観光推進課長	孫 田 英 美
記紀編さん記念事業推進室長	松 浦 直 康
オールみやざき営業課長	日 下 雄 介
工業技術センター所長	古 賀 孝 士
食品開発センター所長	森 下 敏 朗
県立産業技術専門校長	田 村 吉 彦

出席委員（8人）

委 員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 廣 明
委 員	宮 原 義 久
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	安 井 伸 二
調 整 審 査 課 長	川 越 道 郎

商工観光労働部

県土整備部

県土整備部長	大田原 宣 治
県土整備部次長 （ 総 括 ）	鈴 木 一 郎
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	坂 元 政 嗣
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	東 憲之介
高速道対策局長	直 原 史 明
部参事兼管理課長	福 嶋 幸 徳
用地対策課長	林 睦 朗
部参事兼技術企画課長	高 橋 利 典
工事検査課長	永 野 広
道路建設課長	大 坪 憲 男
道路保全課長	馴 松 義 昭
河川課長	大 谷 睦 彦
ダム対策監	秋 山 克 則
砂防課長	土 屋 喜 弘

港湾課長	蓑方公
空港・ポートセールス対策監	川野福一
都市計画課長	瀬戸長秀美
建築住宅課長	森山福一
営繕課長	上別府智
施設保全対策監	山下幸秀
高速道対策局次長	原拓実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田哲哉
議事課主査	長谷恵美子

○岩下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。今、申し上げた要領で、執行部の入れかえを行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時4分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時議会におきまして、私ども8名が、商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

このたび、委員長に選任されました串間市選出の岩下でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

本県の地域経済は、アベノミクスの効果により、ようやく明るい兆しが見え始めた状況ではないかと思っておりますが、雇用環境はまだまだ厳しく、労使関係にはさまざまな問題があるかと思っております。

労働委員会事務局の皆様方には、問題解決のために、今後とも御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

私どもも、皆さんと一緒に、宮崎県がよりよくなるように頑張ってまいりますので、1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の渡辺副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、宮崎市選出の外山委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の宮原委員でございます。

延岡市選出の後藤委員でございます。

続きまして、向かって右側でございますが、東諸県郡選出の中野委員でございます。

延岡市選出の太田委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の長谷主査でございます。

副書記の沖米田副主幹でございます。

次に、事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○安井労働委員会事務局長 改めておはようございます。事務局長の安井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、委員の皆様には、労働委員会の行政につきまして大変御理解いただいて、先ほど、委員長のお挨拶、ありがとうございました。そういう気持ちで私たちも頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは、まず職員を紹介させていただきます。

資料の1ページに名前が書いてございますけれども、私のほうから紹介させていただきます。

調整審査課長の川越道郎でございます。

課長補佐の砂本良一でございます。

紛争解決支援担当主幹の有川寿典でございます。

最後に、議会担当の黒木智行でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

では次に、資料の2ページをお開きください。

労働委員会の委員についてでございます。

この労働委員会は、労働者と使用者の間の紛争を中立の立場で解決するということを目的に設置されておりますので、そういった趣旨から、委員会につきましては、下の委員名簿の左側の区分欄を見ていただきますと、そこにございますように、公益委員、労働者委員、使用者委員という三者で構成をされておまして、委員の数は、公・労・使それぞれ5名ずつの計15名となっております。

この委員の任命方法につきましては、労働者委員につきましては、労働組合の推薦に基づきまして、また、使用者委員につきましては、使用者団体の推薦に基づきまして、それぞれ知事が任命するというようになっております。

また、公益委員につきましては、知事の任命の前に、労働者委員と使用者委員のそれぞれの同意が必要ということになっております。

次に、3ページをお開きください。

業務概要について御説明をいたします。

まず、(1)にありますように、労働委員会は、労働組合法や労働関係調整法など、そういった法律に基づきまして、その下の①から③までの業務を行っております。

まず、①の不当労働行為の審査でありますけれども、これは、労働組合等から、使用者側が不利益な取り扱いを行ったとか、団体交渉の拒否を行ったといったような、不当労働行為に基づきまして救済申し立てがあった場合に、調査や審問を行い、救済命令を出すということになっております。

次に、②の労使紛争のあっせんでありますけれども、(ア)の集団的労使紛争につきましては、労働組合と使用者間に生じた紛争について、労働委員会が間に入りまして、あっせんなどの手段で解決を図るというものであります。

また、(イ)につきましては、労働者個人と使用者の間ということで、個別的労使紛争に基づきまして、同じように労働委員会が間に入りまして調整を図る、解決を図るというものでございます。

次に、③の労働相談でありますけれども、これは、労働者と使用者の間の労働条件ですとか、解雇問題などさまざまな相談を受け付けまして、必要な情報の提供や解決のための助言を行うと

いうものであります。

相談の内容によりましては、先ほど申し上げましたような、あっせん制度を活用しまして、紛争解決に努めております。

そういった事業の実績が(2)にございますけれども、平成25年度につきましては、一番下の欄にありますように、不当労働行為審査事件はございませんでしたが、集団的労使紛争あっせん事件が4件、個別的労使紛争あっせん事件が2件、また、労働相談が146件となっております。

最近の大きな流れとしましては、労働組合対使用者っていうような、大規模かつ集団的な労使紛争は少なくなっておりますけれども、逆に、労働者個人による労働相談ですとか、あっせん事件がふえているという状況でございます。

これは、雇用形態が多様化しているということや、労働組合の組織率が低下していると、そういったところが背景にあるんじゃないかなというふうに考えております。

そういった状況を踏まえまして、これからの労働者個人と使用者という個別的な労使紛争については、増加が予想されると考えておりますので、労働委員会としましては、労働相談に丁寧に対応することによりまして、紛争解決の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、4ページをごらんください。

事務局の組織でありますけれども、1課1担当で、私以下9名の体制となっております。

最後に、4の予算ですけれども、平成26年度は、1億1,452万4,000円となっております。

以上でございます。

○岩下委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりましたが、質疑はありますか。

○中野委員 労働委員の報酬というのは、どうなっているんですか。

○川越調整審査課長 労働委員の報酬につきましては、ほかの委員会と同じく、現在、月額・日額併用制になっております。

それで、労働委員の報酬額につきましては、まず月額のほうから申しますと、会長が11万円、会長以外の公益委員4名の方が月額9万1,500円、その他の労使委員10名の方でございますが、この方々の月額は8万3,000円となっております。

それから、日額のほうですけれども、会長の日額が1万9,500円、その他の公益委員、労使委員が1万5,600円となっております。

○岩下委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○太田委員 労働ストといいますか、紛争なりについては、申し立てがあったとき、救済の申し立てがあったときに、審査に入るということですよ。

似たような事例のことが頻繁に起こってくる、そういう可能性は、以前もそうだったろうと思いますが、特に今、ブラック企業とかそういうところで、なかなか労働基準法の感覚を十分理解していない人がやったりすることもあると。

ただ、この労働委員会の任務としては、そういう事例が起こったときに、こんなことが二度と起こらないように、社会の中にそういうケースとして知らしめるというようなことが、大事なかなと思うんですけども、同じようなことが再び起こらないように、何かそういう広報とかいうようなことはされるんですか。

救済されたときには、解決してあげるんですけども、こんな事例はあんまりよくないことで

すよということ、社会に知らしめるようなことが何かできるのかなと思って、広報とか、県の広報とかを使いながらとかいうふうに、できんかなと思ったんですが、どんなでしょうか。

○川越調整審査課長 具体的なあっせん事件とかの内容につきましては、個人情報との関係もございまして、なかなかその生の形でお示しするのは、一般的に難しいところがございますけれども、ただ、いろいろあっせん申請として上がってきたもの以外にも、日常、通常からたくさん労働相談など受けておりますので、そういう中で、ある程度、こういう事例が多いとかいうようなものは、傾向は出てまいりますので、そういったものについては、ホームページあたりで、こういう事例が多くなっておりましてかというようなことは、ある程度出してあります。

それから、不当労働行為事件、これにつきましては、一応、裁判所における裁判と同じように、ある程度中身を公表するようになっておりますので、これにつきましては、労働委員会の年報あたりにも事件概要を載せてあります。

○太田委員 わかりました。

なかなか公表っていうのは難しいだろうと思いますが、そういう社会的な教訓も逆に知らしめると、だんだんそういうのが少なくなる可能性もあるのかなと思って。なかなか大変だろうと思いますが、よろしくをお願いします。

○宮原委員 労働相談の件数が平成25年度で146件というふうに書いてあるんですが、同じ人が何回も相談に来た場合、カウントとしては増えていくんですか。

○川越調整審査課長 同じ方から何度も御相談があった場合に、基本的には件数として1件としてカウントいたしております。

○宮原委員 はい、わかりました。

○新見委員 労働相談ですけれども、とにかく今、係争があって相談したいけど、どこに相談すればいいのかなって、大変頭を悩ませている方々が相談をしたいというときに、どういう方法で相談を労働委員会にできるのか。

一般的には、ホームページなどに、こういった窓口ありますよというような、あるというイメージはあるんですけど、それ以外に、どういった方向で相談できるか。

○川越調整審査課長 労働委員会といたしましても、ポスターを作成して、公共的な場所に張っていただいたり、あるいはパンフレットを作成して、公共機関の窓口あたりに置かせていただいたりというようなことで、労働委員会において、こういう労働相談なり何なりやっておりますということの周知には努めておるところでございます。

それから、もちろんホームページにも掲載いたしておりますし、そういう機会を使って、できるだけ皆様方に周知されるようにということで努力をいたしております。

○岩下委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○中野委員 次の機会です。この労働相談の内容等をたまに、どんな相談があるか次の機会に。

○川越調整審査課長 今、じゃあ、簡単に。

○中野委員 いや、次。

○岩下委員長 じゃあ、それでよろしいでしょうか。お願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、ないようでございますので、以上をもって労働委員会事務局を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時21分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が、商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび、委員長に選任されました市間市選出の岩下でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

本県の地域経済は、アベノミクスの効果等により、ようやく明るい兆しが見え始めた状況ではないかと思えます。商工観光労働部の皆さんは、産業振興や観光推進など、宮崎の活性化のために重要な役割を担っておられます。

昨年度の東九州自動車道の宮崎～延岡間の開通など、経済状況改善に向けた明るい材料もありますので、今後とも積極的に業務に取り組んでいただきたいと思います。

私どもも、皆さんと一緒に宮崎県が、よりよくなるように頑張っておりますので、1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の渡辺副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、宮崎市選出の外山委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の宮原委員でございます。

延岡市選出の後藤委員でございます。

続きまして、向かって右側でございますが、東諸県郡選出の中野委員でございます。

延岡市選出の太田委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の長谷主査でございます。

副書記の沖米田副主幹でございます。

次に、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部長の茂でございます。

御案内のとおり、本県の地域経済につきましては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり、個人消費の一部に明るい動きが見られているほか、生産も増加するなど、持ち直しの動きに広がりが見られる状況にあります。

一方で、4月からの増税の影響により、駆け込み需要の反動減による産業活動の停滞等も懸念されますことから、県といたしましては、可能な限り事業を前倒して執行するなど、その影響を最小限に抑えつつ、本県経済の本格的な回復につなげていきたいと考えております。

このような中、商工観光労働部といたしましては、昨年度に引き続き、成長産業の育成加速化に取り組みますとともに、中小企業の振興やアジア市場の開拓など、職員一丸となって一生懸命取り組んでまいり所存でございます。

岩下委員長を初め委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、この後、座らせていただきまして、まず幹部職員を御紹介いたします。

お手元の委員会資料の1ページに、幹部職員名簿がございますので、あわせてごらんください。

次長の梅原裕二でございます。

企業立地推進局長、川野美奈子でございます。

観光物産・東アジア戦略局長、金子洋士でございます。

部参事兼商工政策課長、田中保通でございます。

金融対策室長、川畑充代でございます。

産業振興課長、佐野詔藏でございます。

産業集積推進室長、富山幸子でございます。

労働政策課長、久松弘幸でございます。

地域雇用対策室長、福嶋清美でございます。

企業立地課長、津曲睦己でございます。

観光推進課長、孫田英美でございます。

記紀編さん記念事業推進室長、松浦直康でございます。

オールみやざき営業課長、日下雄介でございます。

工業技術センター所長、古賀孝士でございます。

食品開発センター所長、森下敏朗でございます。

県立産業技術専門校校長、田村吉彦でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、資料の2ページをごらんください。部の執行体制についてであります。

本庁は2局6課4室、出先機関が4機関の体制で、商工観光労働行政の推進に取り組んでまいります。

次に、資料の3ページをお開きください。

平成26年度の商工観光労働部当初予算であります。一番下の段ですが、一般会計及び特別会計を合わせまして、部全体の予算額は、448億4,446万6,000円でありまして、平成25年度当初予算と比べた対前年度比では、90.2%となっております。

前年度からの減の主な要因といたしましては、中小企業等支援ファンド貸付金の終了や緊急雇用創出基金関連の事業の減額などによるもので

あります。

また、各課ごとの予算額は、それぞれ表に記載しているとおりでございます。

次に、4ページをごらんください。

4ページから6ページにかけては、平成26年度の商工観光労働部の主な新規・重点事業を宮崎県総合計画アクションプランにおけるプログラム別に、体系的に整理したものでございます。

ページに沿って順に申し上げますと、まず、4ページ、2の脱少子化・若者活躍プログラムの中では、若者が県内に定住できる環境づくり及び仕事と家庭の両立支援の推進、次に、3の将来世代育成プログラムの中では、地域の社会や産業を支える自立した人財づくり及び知の環境・スポーツ・文化の充実、次に、4の健康長寿社会づくりプログラムの中では、高齢者の活躍の場づくり、次に、5の環境・新エネルギー先進地づくりプログラムの中では、低炭素・循環型社会づくりへの挑戦、そして、6のフードビジネス展開プログラムの、食の王国みやざきづくりにつきましては、それぞれごらんのような事業に取り組んでまいりますが、関係部局とも十分連携を図ることといたしております。

次に、5ページをお開きください。

7の地域発産業創出・雇用確保プログラムの、地域産業を索引する力強い産業の育成につきましては、中小企業の振興や企業立地の促進などとあわせまして、着々と進む東九州自動車道の開通の機会を生かしまして、東九州メディカルバレー構想やフードビジネスの振興などの取り組みを進めてまいりますが、北部九州における自動車産業関連企業の販路開拓を支援するために、本年度新たに設置をいたします、宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィスにつき

ましては、5月にはスタートできるように準備を進めております。

また、その下の、産業人材の育成と就職支援につきましましては、若年者等に対する就職支援を強化し、人材の育成や適切なマッチングを図りますとともに、国の緊急雇用基金の新たなメニューも活用しながら、雇用拡大や処遇改善に取り組んでまいります。

次に、6ページですが、8の観光交流・海外展開プログラムにつきましましては、まず、観光面におきましては、東九州自動車道の開通を契機とした、大分県との連携による共同観光PRの取り組みや、MICE、教育旅行の誘致促進に取り組むとともに、引き続き、市町村などの地元における取り組みを支援しまして、観光地の磨き上げや観光情報の発信強化を図ってまいります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて情報収集を行いまして、日本代表やジュニア強化合宿等の誘致活動を行いますとともに、プロスポーツキャンプやスポーツイベント等のさらなる誘致を進め、スポーツランドみやぎの一層の推進を図ってまいります。

次に、アジア市場の開拓に向けた取り組みとしましては、従来からの海外誘客対策の強化に加えまして、九州各県と連携し、九州一体となったアジアからの観光誘客の取り組みを促進しますとともに、みやぎ東アジア経済交流戦略を踏まえまして、重点地域への駐在員の派遣や貿易アドバイザーの配置などを行いまして、県内企業の海外取引や販路開拓のさらなる支援を行い、本県経済の活性化を図ってまいります。

最後に、9の持続可能な地域づくりプログラムの中では、地域の魅力を高める取り組みの推進といたしまして、まちなかのにぎわい創出や

商店街の活性化にかかわる事業に取り組んでまいります。

以上、私から概要について御説明申し上げましたが、主な事業につきましましては、8ページ以降に添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、飛びますけれども、23ページをお願いいたします。

国の緊急雇用基金を財源として実施いたします、地域人づくり事業につきましましては、商工観光労働部で一括して予算計上してございまして、企業の雇用拡大や処遇の改善に取り組むこととしております。

次の24ページに今年度の配分一覧を掲載しておりますので、こちらも後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、本日は、お手元に別冊としまして、記紀編さん1300年記念事業の平成25年度の取組の冊子を別途配付させていただいております。

昨年度の県、市町村、関係機関等のさまざまな取り組みを取りまとめしておりますので、これにつきましても後ほどごらんいただきたいと思っております。

また、資料はございませんけれども、今般、文部科学省から、シーガイアの関連施設が、ゴルフの日本代表等の強化拠点施設に指定されたほか、ラグビーの日本代表が4月18日より、また、日本トライアスロン連合が4月28日より、本県で強化合宿を実施されるなど、東京オリンピック・パラリンピックに向けたうれしいニュースがありましたので、これにつきましても、あわせて御報告をさせていただきます。

本日は、このほか2件の報告事項がございませぬけれども、これらにつきましましては、この後、担当課長から御説明申し上げます。

私からは以上でございます。

○津曲企業立地課長 企業立地課でございます。

引き続き、昨年度の企業立地の状況につきまして御説明をいたします。

資料は40ページでございます。よろしくお願ひします。

それでは、1の平成25年度の企業立地状況でございます。

皆様方初め市町村、民間団体などと一体となった立地活動を進めました結果、昨年度の立地件数は31件、うち県外から本県に新たに進出いただいた企業が9件ございました。

次の最終雇用予定者数であります。それぞれの企業さんに、今回の会社規模を御説明いただくために、当初の雇用人数に加え、おおむね5年ぐらい先を目標に、どのくらいの規模を目指すのかという今後の雇用計画を作成していただいております。その最終人数を最終雇用予定者数として発表しており、この31社合わせて1,598人となっております。

次に、2の業種ごとの内訳でございます。

製造業が19件、うち3件が県外新規でございます。流通関連業が5件、1件が県外新規です。情報サービス産業7件のうち5件が県外新規でございます。

なお、製造業19件のうち10件がフードビジネス関連、いわゆる食品関連産業となっております。

3の表には、平成21年度から25年度まで最近5年間の立地件数、最終雇用予定者数の一覧を載せております。合計が149件、うち県外新規が36、最終の雇用予定者が6,696人となっております。

4は、立地企業それぞれの一覧でございます。

この表の見方でありまして、左側の欄が年

度での通し番号、それから企業名、そして業種、立地予定の市町村名、雇用予定者数及び主な事業内容を記載しています。

中央の欄、雇用予定者数の欄をごらんいただきますと、数字が2列ございます。左側の数字が当初の雇用人数、右側の括弧の中の数字が最終の雇用予定者数でございます。

また、左側通し番号の欄をごらんいただきますと、数字に丸印のものがございます。この丸数字は、県外からの新規立地をあらわしておりまして、例えば、③中国木材について御説明いたしますと、業種は製造業、進出先は日向市、当面は105人でスタートし、最終的には250人の雇用を計画されています。事業内容は、本県の豊かな森林資源を活用した製材や集成材工場、あわせて、その残材等を活用したバイオマス発電用チップの製造工場となっております。

次の41ページには、13件目から31件目までの立地情報がございまして、後ほどごらんいただきたいと考えております。

最後に、企業立地課といたしましては、今後とも、県民の皆様の雇用の場の確保のため、積極的に新規立地に取り組みますとともに、既に県内各地に立地しております企業さんが休止や撤退に至りませんよう、関係市町村とともに連携を図りながら、フォローアップ活動にも取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

企業立地課は以上でございます。

○孫田観光推進課長 観光推進課でございます。

私のほうからは、観光振興条例（仮称）の制定について御説明いたします。

資料の42ページをごらんいただきたいと思います。

さきの2月議会におきまして、松村議員から

の観光施策の推進のあり方に関する御質問に対しまして、知事が、観光振興に関する条例の制定を検討する旨、答弁いたしておりましたが、今年度、条例制定に向けた取り組みを行うことといたしましたので、御報告いたします。

まず、1の制定の理由であります。第1に、観光の振興は、地域経済の活性化や雇用機会の拡大に貢献するだけでなく、県民が郷土の歴史や文化等に対する理解を深め、地域への誇りと愛着を持つことにもつながり、本県の重要な施策の一つであるということでもあります。

第2に、東九州自動車道「北九州～宮崎」間の全線開通やオリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定、記紀編さん1300年記念など、本県観光を振興する絶好の機会にあり、今後、さらに観光振興に力を入れる必要があると考えております。

これらの観光振興施策を効果的に展開し、実効あるものとするには、行政や観光関係事業者・団体、県民など観光振興の担い手全てが、共通の認識を持って一体的に取り組む必要があることから、本県観光の基本的な理念や方針等を明確にするため、条例を制定することといたしました。

次に、2の条例の主な規定項目案であります。先ほど申し上げましたとおり、観光振興に関する基本理念や施策の基本方針、また、行政や観光関係事業者等の責務や役割などについて、規定していきたいと考えております。

それから、3の今後の取り組みであります。市町村や観光関係団体等との意見交換、観光審議会での審議を行い、条例原案を取りまとめた段階で、常任委員会において御説明させていただき、その後、パブリックコメントを実施し、今年度内に県議会に条例案を提出させていただきます。

きたいと考えております。

最後に、4のその他であります。観光振興に関する計画につきましては、現計画が今年度末までとなっておりますので、条例に規定する本県観光振興の基本理念や基本方針等を踏まえ、別途、策定することといたしておまして、計画の骨子案等がまとまった段階で、常任委員会において、説明させていただきたいと考えております。

観光推進課の説明は、以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○中野委員 ちょっと確認ですけど、3月議会での知事のカジノに対するスタンスというのは、どんな見方になっていますか。

○孫田観光推進課長 国においてさまざまな制度設計、現在、なされているところがございます。これに対して青少年に対する影響その他さまざまな問題点に対するきちんとした対策が示されることを前提とした上で、県において研究をして、区域指定を視野に入れた研究をしてまいりたい、検討してまいりたいというふうにお答えしております。

○中野委員 私の記憶じゃ、私が先頭になってやりますとか、そんな話じゃなかったですか。そんな消極的な話じゃなかった。

○孫田観光推進課長 先頭に立つというような言葉は直接はとっておりませんが、協議会の皆様や関係団体等を初めとした県民の皆様と丁寧に議論を重ねながら、区域認定を視野に入れて、前向きに検討してまいりたいというふうにお答えしております。

○中野委員 これは、観光推進課でやるんですかね。

○孫田観光推進課長 はい、現時点で所管課と

しては観光推進課のほうで所管しております。

○中野委員 局長、初めてですけど、カジノについてはどうですか。消極的賛成、積極的賛成か。

○金子観光物産・東アジア戦略局長 私の個人的なことでもよろしいでしょうか。

カジノにつきましては、これまでも、先ほどありましたような県議会での答弁という形で、非常に地域としましても、投資とか雇用とか観光誘客、そういった地域経済がもたらす効果は大きいものがあるということで、そういう認識をなさっておりますので。

私どもとしましては、それが今の法案では、国会に出されておるのも、今ちょっと審議の状況も、最終情報は入ってきておりませんが、十分にそこらの動向を踏まえつつ、先ほど観光推進課長が答えましたとおり、制度設計を踏まえて、本県としてのあり方というのを十分に研究していきたいというふうに思っておりますのでございます。

○中野委員 知事は今から研究せんと、カジノの効果とか、そういうのはわからんですか。

○金子観光物産・東アジア戦略局長 去年の民間団体を中心とした研究会というのがあって、その中で、県・宮崎市がオブザーバーという形で参加はさせていただいておりますけども、やはり十分に先行事例、海外の事例等、そこらも踏まえつつ、本県のそのIRのあり方というのは、まだまだ、今後、研究の余地があるというふうに考えておるところでございます。

○中野委員 部長はどうですか。

○茂商工観光労働部長 私は、去年から商工観光労働部長になりまして、知事と一緒にシンガポールの、いわゆるIRカジノの視察も行ってまいりましたが、私の率直な印象としては、

知事は基本的にはかなり積極的なほうだと思っています。

最初は、いわゆるギャンブル依存症とか、青少年の影響ということをかなり心配されていたと思うんですけど、シンガポールに行かれて、実際、入場料を800シンガポールドル程度いただくとか、ギャンブル依存症の人は入場制限することができるとか、そういう話、いろいろ聞かしてもらったんですよ。

それで、やはりこれあたりについては、大分払拭されていращやるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、一方で、よく言われる話としては、アジアのIRカジノはすごい経済効果があると思っておりますけれども、やはり観光地としてのイメージとしてはどうなのかという意見をお持ちの方もいращやるんですよ。

ですから、そのあたりを含めて、どう捉えるかということなんですけれども、いろいろ経済効果とか、地域の活性化にもたらす影響というのを考えると、やはり私は積極的に検討していいんじゃないかなというふうに思っております。

○中野委員 カジノも、いわゆる反対・賛成ありますよ。ただ、韓国なんかの見てみると、最初は外国人は入れん話が翻って、最初は韓国だけぽつとできた。それからベトナム、マレーシア、シンガポール、とにかく東アジアでないものは、うちと台湾ぐらいかな。

知事も私は途中から仕方ないかな、賛成という話が出たと思うんですけど、もうちょっとやっぱりはっきり皆さんのところで態度をしっかりとせんと、民間も動き出すと、我々もカジノ議連を立ち上げているけど、思いますとか、やりませう等、もうちょっとしっかりと、反対なら反対で

いいんだから、こんな弊害がありますとか、もうちょっとはっきり態度を知事と相談して、方向づけ。

本当は、もう事務分掌に入れてもいいぐらいの話で、何も出てこないから、そういうことで、もうちょっとはっきり、県の姿勢、課長も含めて、それはやってください。

パチンコ破産なんてすごく多い。それと比較してどっちがいいかを考えたり、ぜひ早急に皆さんの態度を、研究しますとか、そんなのはもう昔からあった。もう研究しとって、今度の常任委員会までに。以上です。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○外山委員 西都原の世界遺産に向けての取り組みですね。所管は、教育委員会が所管であるんですが、ただ、このテーマを取り組むためには、教育委員会だけでは全然だめなんですね。

やっぱり県挙げて、今、そういうので、商工労働部としての取り組みというのは、入ってくるんですか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 委員、お話がありましたように、西都原、あるいは神楽も含めてですけれども、世界文化遺産の登録について取り組んでいきたいというふうなところで、これは教育委員会のほうが中心に、学術的な分は、やっていただくことになるんですけれども、実際に、動かしていこうということになってくれば、当然、我々のほうも、関係してくるというふうに思っております、実は私、ことしから、今のところに行っているんですけれども、教育のほうとも話をしながら、どういうふうな形に持っていったらいいのかというふうなところも、具体的に検討してまいりたいというふうに思っております。

御支援をよろしく願いいたします。

○外山委員 やっぱり今あったように、全庁を挙げてということになる。そして商工の部分で取り組むものって、非常に大きいと思うんですよね。

ですから、早い時期に、教育委員会のほうと連携を早くしてもらって、長期の一つのプログラムをつくりながらやっていかないと、うまくいかないと思うんですね。

ですから、そういう意味で取り組みをしっかりとやって、早目にやっていただくように要望しておきます。

○岩下委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

○太田委員 資料の34ページに、スポーツランドみやぎ東京五輪おもてなし推進強化事業というのがあって、もう既に組み込まれているということで、今、部長の報告からも、いろいろキャンプで誘致されたということも、それぞれ成果が出ていると思うんですが、東京オリンピック・パラリンピックは、何か勉強会のときに聞いたんですが、スポーツだけではなくて、その国の文化をまた深めるといふか、知らしめるといふか、そういうのはあるんですよというふうに聞いたもんですから、そういう情報、こういうものだというのがわかれば教えてほしいことと。

スポーツの面では、既に34ページの資料の事業にあるように、もう組み込まれておると思いますが、特に神話の問題も宮崎抱えていますので、何か文化面で、そういうのを活用できるようなものがあるのかどうか、どうでしょうか。

○金子観光物産・東アジア戦略局長 私のほうからちょっと答弁をさせていただきます。

オリンピック憲章の中に、やはりスポーツイ

ベント・大会だけではなく、文化プログラムとか、開催国に、紹介する中身もセットでというふうなことがうたわれているところでもあります。

そういった中で、当然、国の文科省等、あるいは組織委員会等を中心に、今後も、その中で練っていくということになるかと思うんですが、やはり本県からの提案としまして、委員がおっしゃったように、記紀編さん等考えまして、ぜひ開会式のオープニングセレモニーで、神楽を。やはり私ども神話の源流という日本のルーツというふうな形で、過去の開催におきましても、その国の成り立ちとかをちょっと紹介するようなアトラクションとかございますけど、ぜひそういった中で宮崎の神楽をということで、知事も、それは強い思いを持っておりまして、これ、機会あるごとに訴えておるんですが、もう少しそれをしっかり中で詰めておいて、いずれまた、組織委員会等が正式に動き出すようなところもありますので、そのタイミングを捉えて、要望してまいりたいというふうに思っています。

○太田委員 わかりました。

○岩下委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○渡辺副委員長 済みません。2点お伺いします。

まず1点は、観光推進課の振興条例の話なんですけど、2の(2)のところ、その最後のページ、県民等の責務や役割といったものが出ていますけれども、条例を今度、初めてつくるといいますから結構ですが、ことし、期限切れを迎える計画、今までつくっている計画等の中でも、県民の役割とか責務という何かニュアンスほどの表現が今まで既にあるのかということと、条例の中でどういうイメージの書きぶりの内容になるのか、現段階で、その検討

状況で結構ですので、それを教えていただきたいと思います。

○孫田観光推進課長 委員のおっしゃいますとおり、今後は新しい計画に位置づける県民の役割と責務といったものに関しましては、現行計画におきましても、計画の推進体制という中で、責務という言葉ではありませんが、県民に期待すること、あるいは観光関連業者に期待すること、そして市町村の主な役割、県の主な役割、関連団体の主な役割というような形で規定はされております。

○渡辺副委員長 ということであれば、条例の中で今回、言いぶりとして、もちろん、法律で何とかじゃないですから、厳しい話じゃないですが、県民にも責務や役割があるということ、ここで今、示されている中では明記をすることだろうと想像しますがね。

その狙いであったりとか、もしくは、もちろん今、条例のいろいろ案ができていないわけじゃないと思いますけれども、どういう書きぶりを執行部としては、想定した考えということのかというのを現時点でのお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○孫田観光推進課長 現在、個別の条文等の書きぶり等については、申しわけございませんが、現段階ではまだ作成しておりません。

ただし、九州各県の観光条例等を見ておりますと、全て、いわゆる責務といったものが規定されておるといことでございますので、一定のものとして、規定していくことになるのではないかとこのように考えておるような対応でございます。

○渡辺副委員長 テーマは変わりますが、企業立地の関係なんですけれども、きょう、いただいた資料の中でも、最終雇用予定者数という数字

と、最初の数が抜け出ていますが、前に委員会でも聞いたような気がするんですが、実際、その最終雇用者数に向けて、既に5年前に立地した企業が、実際にその数に追いつくような取り組みというか、経営状況も含めてなっているのかどうかって把握がきちんとなされているのかということと、5年間の中でも、実際、進出企業そのもの、宮崎の経営者として減っていつている率というか、撤退している企業、恐らくあるんだらうと、経営状況も含めてあるんだらうと思いますが、その辺の状況はいかがなんでしょうか。

○津曲企業立地課長 まず、撤退という最悪な話を説明させてください。去年は3社ございました。その前の年度、24年度が3社でございます。23年度も2社ございました。こういう格好で何らか撤退という感じがございます。

去年の3社で御説明しますと、一つは、都城の繊維産業だったんですが、繊維の縫製というところになりますと、宮崎では、やはり単価が合わないということで、本社の考えで、東南アジアのほうへの生産移管という格好で閉鎖をされました。

ただ、この建物につきましては、この前、入札がありまして、県内の企業が落札をされたということをお聞きしております。

もう一つは、小林の金属製品の加工場でございます。これは携帯、略称ガラケーの部品をつくっておりました。スマホがふえてまいりまして、生産的に厳しくなったということから、現在は、ここは太陽光発電所になっております。

もう一つは、都城市の機械部品工場だったんですが、ここもベトナムに生産拠点を移すということで引っ越しをされまして、その後、都城市が地場の鶏、卵のメーカーさんが、今度、新

しい工場をつくろうということで、今、改造を始めていらっしゃいます。

去年の4月現在で、私ども、実際どのくらい雇用されているでしょうかという調査を行いました。その段階では、やはり5年前の最終雇用予定者数にどんどん近づいています。

それで、ことしも4月現在の調査を行って、次の機会には最新の結果を。

○岩下委員長 ほかに御質問はありませんか。

○中野委員 ちょっと要望、資料でいいんですけど、私、やっぱり自動車産業関連というのは、かなり宮崎に来ていると思うんですね。

今はもう、本当に海外生産に移っておるし、今でも今で、海外、ちょこちょこやってる。一回、宮崎の自動車産業の実態、大まかでいいんだけど、それを次の委員会に提出してもらいたい。

それともう一つ、知事の公約で、誘致企業を何社、雇用何人とか出てるけど、やっぱり知事の公約としての数値というのは、予定じゃいかんと思う、予定では。その辺は、しっかり検討しておってください。

○岩下委員長 要望でございます。

○中野委員 はい。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時4分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名

が、商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

このたび、委員長に選任されました串間市選出の岩下でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

県土整備部の皆さんは、道路、河川、住宅など、生活基盤や経済基盤を支えるという宮崎のために重要な役割を担っておられます。

昨年度の東九州自動車道の宮崎～延岡間の開通やアベノミクスの効果で、宮崎の地域経済は明るい兆しが見え始めたのではないかと考えております。道路整備など、基盤づくりのほかにも災害対策など、さまざまな課題があろうかと思いますが、今後とも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

私どもも、皆さんと一緒に宮崎県がよりよくなるように頑張っまいりますので、1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の渡辺副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、宮崎市選出の外山委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の宮原委員でございます。

延岡市選出の後藤委員でございます。

続きまして、向かって右側でございますが、東諸県郡選出の中野委員でございます。

延岡市選出の太田委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の長谷主査でございます。

副書記の沖米田副主幹でございます。

次に、県土整備部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたしま

す。

○大田原県土整備部長 県土整備部長の大田原でございます。

委員の皆様には、県土整備部の業務に関して御審議、御指導いただくことになりました。いろいろお世話になることと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私どもが所管しております業務は、安全で安心な生活を確保するため、防災力の強化や減災対策を行いますとともに、東九州の新時代を見据えた、社会資本整備を初めとします県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことであります。

今後とも、職員一丸となりまして、県土整備行政の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、御指導、御支援のほど、よろしくお願いいたします。

まず、説明に入らせていただきます前に、一言お礼を申し上げます。

東九州自動車道につきまして、先月16日に日向～都農間が開通し、長年の悲願でありました延岡～宮崎が一本の高速道路で結ばれました。

当日の式典には、県議会から福田議長を初め多くの皆様に御出席を賜りました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。

一方、先日、西日本高速道路株式会社から、東九州自動車道のうち、福岡県内の椎田南インターチェンジ～豊前インターチェンジ間の開通がおくれるとの公表がなされたところですが、北九州市～宮崎市間の平成26年度全線開通の期待が高まっていただけに、大変残念に思っております。

これからも、東九州自動車道や九州中央自動車道の全線開通につきまして、国や関係機関に対して、強く働きかけてまいりたいと存じます

ので、本県の高速道路網の全線開通が一日も早く実現しますよう、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、幹部職員の紹介をさせていただきます。

申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の2ページをごらんください。

時間の関係もございまして、課長級以上について御紹介いたします。

まず、総括次長の鈴木でございます。

道路・河川・港湾担当次長の坂元でございます。

都市計画・建築担当次長の東でございます。

高速道対策局長の直原でございます。

管理課長の福嶋でございます。

用地対策課長の林でございます。

技術企画課長の高橋でございます。

工事検査課長の永野でございます。

道路建設課長の大坪でございます。

道路保全課長の馴松でございます。

次に、3ページをお願いします。

河川課長の大谷でございます。

ダム対策監の秋山でございます。

砂防課長の土屋でございます。

港湾課長の蓑方でございます。

空港・ポートセールス対策監の川野でございます。

都市計画課長の瀬戸長でございます。

建築住宅課長の森山でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

営繕課長の上別府でございます。

施設保全対策監の山下でございます。

高速道対策局次長の原でございます。

また、出先機関の幹部職員については、4ページ中段以降をごらんいただきたいと存じます。

以上で、県土整備部幹部職員の紹介を終わります。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして御説明申し上げます。

まず、組織についてであります。もとにもどっていただき、1ページの県土整備部行政組織表をごらんください。

本庁が12課1局、出先機関が14事務所の体制にて、県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

なお、県土整備部本庁各課・局の編成につきましては、資料の6ページから18ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、県土整備部の平成26年度当初予算について御説明いたします。

19ページをお開きください。

県土整備部の平成26年度当初予算一覧でございます。

今年度の当初予算は、右から2列目の太枠で囲んでおりますC欄でございますが、一般会計で715億1,064万8,000円、特別会計で22億4,849万5,000円、部予算合計では737億5,914万3,000円でありまして、この額を昨年度の当初予算と比較しますと、その右の欄ですが、部予算合計で対前年度比99.4%となっております。

次に、20ページから22ページであります。平成26年度当初予算の県土整備部主要施策を記載しております。後ほどごらんいただきたいと存じますが、東九州の新時代を見据え、国内外の活力を取り込む観光・交流の推進や、防災力の強化や減災対策などに係る事業を積極的に推進し、平成26年度の重点施策であります。競争

力と成長性のある産業づくりや、安全・安心で魅力ある地域づくり等に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、その他の報告事項でございますが、宮崎県総合運動公園におけるネーミングライツ制度の導入について、これは試行でございますが、平和の塔にある上段部通路の開放、及び東九州自動車道椎田南インターチェンジ～豊前インターチェンジ間の開通見通しについてであります。

詳細につきましては、担当局長、課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございますが、今後とも、社会資本整備のおこなっている本県へ予算が重点配分されますよう、国に対し強く訴え、整備促進に努めますとともに、常に県民ニーズに応じた、重点的・効率的な事業の執行を心がけながら、県土整備行政を推進してまいりますので、委員の皆様には、より一層の御支援、御指導をよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の23ページをお開きください。

宮崎県総合運動公園におけるネーミングライツ制度の導入について、御説明いたします。

県におきましては、厳しい財政状況の中、積極的な歳入確保に努めておりますが、その一つとして本制度の検討を行っており、今回、全国的にも知名度が高く、導入事例が多い総合運動公園において、スポンサー企業の公募を行うこととしたものであります。

まず、1の目的であります。宮崎県総合運動公園は、子供から高齢者まで広く県民に親しまれる本県スポーツの拠点でありまして、プロ

野球やプロサッカーチーム等のキャンプ地として利用されております。

このような公園にネーミングライツ制度を導入することによりまして、スポーツ施設の充実を図り、県民にさらに良好なスポーツ環境を提供することを目的としております。

次に、2の募集方針についてであります。

(1)の対象施設は、公園名である宮崎県総合運動公園と公園内にあります陸上競技場やサンマリンスタージアムなど5つの個別施設を対象としております。

(2)の希望金額は、年額4,000万円程度を考えております。

(3)の希望期間は、5年程度を考えております。

(4)の主な資格要件であります。①としまして、県内に本店、支店または営業所を有する法人であること。②本県のスポーツ振興の推進に積極的で、安定的な経営が見込まれる法人であること、としております。

(5)の選定方法であります。外部委員5名で構成する選定委員会を設置し、選定することとしております。

(6)の今後のスケジュールにつきましては、応募受付期間を5月7日水曜日から6月6日金曜日までとしておりまして、その後のスポンサー企業の決定が7月ごろ、運用の開始につきましては9月ごろを予定しております。

宮崎県総合運動公園におけるネーミングライツ制度の導入についての説明は、以上であります。

次に、委員会資料の24ページをお開きください。

平和の塔にある上段部通路の開放(試行)について、御説明いたします。

平和の塔からの眺望につきましては、塔の完成から70年以上の年月が経過し、公園内の樹木も樹齢を重ね、かなりの高木となっていることから、かつてのような眺望が確保されていない状況にございました。

このため、1の開放の目的にありますように、本年2月に塔前広場における樹木の試験剪定を行い、眺望の改善を図ったところであります。

今後、さらなる眺望の確保に向けまして、現在、閉鎖している上段部通路の開放について検討を行っているところですが、開放に当たりましては、利用者の安全確保や防犯上の課題などがあることから、一定期間の試行を行い、検証してまいりたいと考えております。

ここで、具体的な場所について御説明します。

資料中ほどの、解放する通路の写真をごらんください。

写真左側が平和の塔の全体で、赤枠で囲んだ場所が、今回、開放する通路になります。右側の写真が拡大したものでございます。

今回、開放します通路につきましては、平和の塔の裏側の通用口から階段で上がりまして、その高さは、現在、開放されている展望所よりも3メートル程度高い位置になります。

この下に通路からの眺望写真を掲載しております。

次に、2の試行の概要についてであります。

①の試行期間は、来月5月3日から8月31日までの雨天日を除く土曜日、日曜日、祝祭日を考えております。

②の試行時間は、公園利用者の多い時間帯を考慮し、午前9時から午後3時までとしております。

③の運営方法につきましては、入場案内や施設管理のために、入り口付近に警備員1名を配

置したいと考えております。

最後に、今回、平和の塔にある上段部通路を試行開放することで、利用者の皆様には、これまで以上の眺望を楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

都市計画課からの説明は以上であります。

○直原高速道対策局長 高速道対策局長の直原でございます。

資料、お手元、25ページをお願いいたします。

先般、4月18日に西日本高速道路株式会社から公表がありました件でございます。

先ほど部長からも話がありましたが、東九州自動車道のうち椎田南～豊前間につきまして、これまで供用目標年度を平成26年度としていたところが、平成28年春に改めるというような見直しが公表されたところでございます。

具体的には、26ページをごらんください。

下半分に位置図がございまして、福岡県と大分県の県境に近い部分の1区間になりますが、椎田南～豊前間7.3キロは、これまで26年度の努力目標としていたところを28年春という改めに、見直しということになりました。

ちなみにですが、残りの区間、平成26年度までに開通予定としておりますのが、宮崎から近いほうでいきますと、蒲江～佐伯間、それと宇佐～豊前間、みやこ豊津～行橋間がございまして、こちら、いずれにつきましても、残りのものにつきましては、平成26年度の供用予定ということで、引き続き目標を立てているところでございます。

以上のようなことになりましたことを御報告申し上げます。以上です。

○岩下委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

○渡辺副委員長 高速道路の関係ですが、朝日新聞に何か月前、最初に報道が出て、そういう可能性があるんだというの、県民の方も知ったところかと思うんですけども、もちろん、福岡県の収用の関係だというのはわかっているわけですけども、事実関係の把握とか情報の把握というのは、宮崎県の県土整備部としては、いつの段階からしていったって、そういう経緯のところをもう少し御説明いただけませんか。

○直原高速道対策局長 なかなか難しいお話でして、ちょっとあんまり具体的なことは申し上げられない状況でございます。

といいますのは、こちらの話は、個別の用地の案件が絡んでおりますことと、それと、そもそも本県の案件でないというようなこともございまして、かなり取り扱いを慎重にされていたところでございます。

ひとえに、この用地の進捗、それと収用委員会まで今、議論いただいているということで、相当、当事者の福岡県さんのほうも、慎重な取り扱いをされていたりということもございまして、ちょっと私どものほうでは、手も足も出せないというような事情がございました。

もちろん、3月15日に、新聞で第1報が出ていましたので、そのころからさまざまな問い合わせはしておりましたが、やはり憶測の域は抜けられない状況が、ずっと続いていたということで御承知いただければと思います。以上です。

○渡辺副委員長 いろんな形で県民の皆さんに、もう26年度中開通、北九州までつながるということで、ほぼ確定というような話で、県民の皆さんも認識していた面があったかと思うので、もちろん、その収用の関係で、福岡県の話であるということもわかるんですが、だから、もうそ

うなってしまったんですよっていうだけで、それで済む済まないという話じゃないかと思うんですけども、もう少し県からも、県も確定ではないとは言いながらも、26年度開通ということで、いろんな場で知事等もお話をされてきたわけですので、やっぱりそこをもう少し、もちろん、いろんな個人の方の情報との関係等あるのはわかりますが、もう少し説明があってもいいのかなという気がするんですが。

○中野委員 ちょっと関連。今回、延岡まで開通しました。ことしいっぱい大分まで、今まで大分・宮崎の観光客の入り込み客というのは、ほとんど観光で県外に、今度開通したことについては、本当に非常に私も喜んでおりますけれども、私は半分しか喜びがないんです。

なぜかという、何で宮崎県が最後につながるかということなんです。あれだけ代議士クラスが3人おって7人ぐらいおって、それ、やっぱり国としては、決起大会の裏じゃ、国土交通省がいろいろやらしとって、宮崎県がもうちょっと、わっしょいわっしょいが足らんかったかなと思ったりも。

一方、鹿児島見ると、みんな、もう鹿児島は日本で3本目ぐらいに入っておるわけです。何ですかね。やっぱもうちょっと地域の熱意を上げんといかんという話なのか、わかる範囲で、答えは苦しいと思いますから、なるべく。

○直原高速道対策局長 委員の気持ちはとてもよくわかります。

宮崎が何で最後なんだっていうことを言われますと、なかなか私どもも苦しいところはあるんですが、地理的な事情というか、やはり例えば太平洋ベルトから遠いかいった事情もあるでしょうし、それともう一つ、できれば御理解いただければと思いますのは、全国で見ますと、

まだ、私どもでいう宮崎～延岡に相当するよう
なところですから、つながっていない県が、ちょっ
と今、幾つて言われてもわからないですが、例
えば高知県とか島根県、鳥取県、山口県とか、
まだまだ残されているという事実もあります。

そういった全国のライバルもありながらで
いった中で、私は逆に、延岡～宮崎が、この時
期、もう48年も待たされたというのは、もちろ
んあるんですが、全国的に見ると、そう悪い事
情ではないのかなというふうにも思う反面もあ
ります。

私もこの仕事、一、二年しか携わってないで
すから、皆さんのほうが、もっと思いがいろい
ろあると思いますので、これぐらいで差し控え
ますけども、客観的に見ますと、こういうお話
もあるんだということは、ちょっと御理解いた
だければと思います。

○中野委員 いや、もうどうせ答えは出らんこ
とはわかるんです。私の愚痴でしょうが、腹が
立っている。それは、よその県と比べるとそう
だ。大分、宮崎というのは、観光ルートで非常
に大事なところですよ。要するにそういうこと
で、うれしながらも、半分はうれしくないという話。

○岩下委員長 ほかに御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、ないようございま
すので、また、次回、委員会等でいろいろお聞
かせいただきたいと思っております。

それでは、以上をもって県土整備部を終わり
ます。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時31分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

4月16日に行われました委員長会議の内容に
ついて御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長
会議確認事項のとおり、委員会運営に当たって
の留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項につい
てのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであり
ます。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開
催し、また、必要がある場合には適宜、委員会
を開催するという内容であります。

2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、
委員から要求があった場合、委員長が委員会に
諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び
署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員
会でその内容を委員長一任と決定した場合、各
委員が修正などの申し入れを行う場合は、委員
長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長のみ
が行うこととするものであります。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調
査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれ
ております。

まず、アの県内調査についてであります
が、4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うた
め、常任委員会の県内調査において、県民との
意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望について、事

情聴取の性格を持つものであり、後日、回答する旨などの約束はしないということであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着は、できる限り避けるというものであります。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査ではありますが、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

なお、日程などにつきましては、表のとおりであります。常任委員会については、県民との意見交換を積極的に行うことや、調査テーマや調査先の関係などにより、行程上1泊2日での実施が困難な場合を考慮し、2泊3日も可となっております。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着や単独行動を避けることを確認するものであります。

そのほかの事項につきましても、目をお通しいただきたいと思っております。

皆様には、確認事項に基づき委員会運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ありがとうございます。

次に、今年度の委員会調査など活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画案にありますとおり、県内調査については、5月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思っております。

参考までに、お手元に資料として、調査の実施状況と県内調査調査先候補を配付いたしております。

県内調査の調査先などにつきまして、何か御意見、御要望がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

○中野委員 県外調査ですけれども、私、やっぱり、特に商工関係、まず九州管内の実態というのを知りたいんですよ、いろいろ。特に、名古屋とかあんなところに行けば、それはもうトヨタ系のやつがずらずらっているのは見えるけど、我々が執行部と議論するときに、まず近辺、九州管内、かなりいろいろ動いている。熊本なんかも、ちょっとそこ辺を私は希望したいんですけど。

要は、行政の対応、商工業の取り組み。できたら、そういうのをあわせてずっと工場視察とか、熊本なんかも、工業団地またつくっていませんね、もう、うちは全然、今何にもない。

○岩下委員長 ありがとうございます。

今、話が県外調査につきまして出ておりますけれども、御意見、御要望がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時51分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、県内調査の日程、調査先等につきましては、ただいまの御意見を参考にさせていただきます。正副委員長に御一任いただくことで異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

平成26年4月25日(金)

○岩下委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午前11時52分閉会